

通達甲(交.2.2)第773号

昭和36年8月1日

存続期間

各 方面 本 部 長 殿  
警 察 署 長

交 通 部 長

## 道路および道路付属施設等の改善推進要綱の制定について

〔沿革〕 昭和46年8月 通達甲(交.総.法)第34号  
平成17年9月 同(副監.総.企.組)第21号改正

現下の交通情勢にかんがみ、このたび別添のとおり「道路および道路付属施設等の改善推進要綱」を制定し計画的、かつ組織的に推進を図ることとしたから成果のあがるよう努められたい。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 交通安全施設等の整備について(昭和30年9月3日例規甲(警交)第9号)
- 2 道路および道路施設等の改善措置推進要領について(昭和35年3月21日通達乙(交.2.2)第411号)

別添

### 道路および道路付属施設等の改善推進要綱

#### 第1 目的

この要綱は、道路交通の安全と円滑を図るため、道路および道路付属施設等の改善を計画的、かつ組織的に推進することを目的とする。

#### 第2 改善対象

改善対象は、別表第1のとおりとする。ただし、踏切施設の改善については、別に定める基準により推進するものとする。

#### 第3 推進要領

- 1 改善の推進は、第4の担当区分にしたがい道路管理者その他関係機関に要請し、その協力を得て行なうものとする。
- 2 推進の具体的要領については、その都度指示するものとする。

#### 第4 担当区分

改善事項の担当区分は、次のとおりとする。

1 本部（交通規制課安全施設係。以下同じ。）で担当する事項

(1) 道路関係

国道、都道（都知事が市区町村長に維持管理を委任したものを除く。）および自動車専用道路にかかわるもの。ただし、小規模の改善で、関係出先機関との連絡によつて解決の図られるものを除く。

(2) 軌道関係

2 警察署の担当する事項

本部において担当する事項以外のもので、次に該当するもの。

(1) 国道、都道、自動車専用道路のうち、小規模の改善で関係出先機関との連絡によつて解決の図られるもの。

(2) 都道のうち、都知事が市区町村長に維持管理を委任したものを。

(3) 市区町村道

なお、本部において担当する事項のうち、その署管内の実情により早急に改善の必要あるものについては、別表第2の様式により、上申することができる。

第5 要請

関係機関に対する要請は、文章をもつて行なうものとする。ただし、簡易なもの、または関係機関が文書を必要としないものについては、口頭もしくは電話により行なうものとする。

第6 通報連絡

本部および警察署において、関係機関に改善要請を行なった場合は、それぞれその要旨を、文書または口頭により相互に通報連絡をするものとする。

第7 留意事項

改善事項の推進にあたっては、次の点に留意するものとする。

1 関係機関と常に連絡を密にし、関係機関の行なう工事計画等を早期には握し、その工事に改善事項を合わせ行なうよう努めること。

2 多額の費用を必要とする改善事項については、なるべく予算編成の時期を考慮して要請すること。

3 事案によつては、地元関係者の意向を聴取し、その理解と協力を得るよう努めること。

別表第 1

番号	改善対象	
1	交差点の立体化	1 主要幹線道路で交通量がきわめて多く、常に交通が渋滞し、立体交差によらなければその解決が困難な箇所 2 新設道路が既存道路と交差する場合で特に立体交差が必要と認められる箇所
2	道路の拡幅	1 部分的に狭あいとなつているため、著しく交通の円滑を阻害している箇所 2 屈曲や、屈折のため、交通上著しく危険となつている箇所 3 道路幅員に比し、踏切道が狭あいなため交通上支障となつている箇所
3	歩道の設置	歩行者保護のため、特に歩道を設置することが必要な箇所
4	歩道の切削	車両交通が著しく混雑している箇所または路線で、歩道を切削することによつて混雑緩和が可能な場合
5	街角のすみ切り	街角が鋭角または、突き出ているため、車両交通の安全と円滑に障害となつている箇所
6	破損道路の補修	1 道路に、おうつ、きれつ、決壊等の損傷を生じ交通上特に危険となつている箇所 2 路面の一部が未舗装のため交通上支障となつている箇所 3 路切道がきれつ、はくり等の破損を生じ、また未舗装のため、道路交通の支障となつている箇所
7	ガード下の整備 ( 橋脚の移設撤去、 またはガード下の 道路および空高の 拡幅 )	1 この道橋脚が車道上にあるため、自動車交通の安全と円滑に著しい障害となつている箇所 2 ガード下が、前後の道路幅員に比し著しく狭あいなため、交通上特に支障となつている箇所 3 ガード下が極度に低いため自動車交通に支障となつている箇所
8	横断歩行者用の地下道または歩道橋の設置	1 交通上重要な地点で自動車交通の円滑と歩行者の安全確保のため特に設置が必要な場合 2 地下鉄、地下駐車場、ビルディング等が建設されるため、特に設置が必要な場合
9	自転車道の設置	1 橋上または、ガード下等で自転車の通行が特に危険なため、歩道の一部を自転車道とすることが必要な場合 2 自転車および交通量が多く、自転車の通行がきわめて危険な場合
10	バスベイ(バス停留施設の設置)	主要幹線道路または常に交通が渋滞する路線でバスベイ設置が可能な箇所
11	分離帯またはロータリーの設置、縮	1 主要幹線道路等で、交通事故防止と、円滑化のため特に設置が必要と認められる場合

	小、撤去	2 交通の実情に適合しなくなつたため、縮少または撤去の必要がある場合
12	緩衝施設の設置または、縮小、撤去	1 橋脚、橋台、安全島、その他の路上施設への衝突事故を防止するため特に設置の必要がある場合 2 交通の実情に適合しなくなつたため縮少または撤去の必要がある場合
13	安全島の設置または改造、撤去	1 車道幅員が特に広く、または変形交差点等で歩行者の車道横断の安全をはかるため、設置の必要がある場合 2 交通を分離するため特に設置が必要な場合 3 車両交通の円滑に支障となつているため、改造または撤去の必要がある場合
14	側溝または下水溝の暗きよ化	1 歩車道の区別のない道路で交通量が多く、歩行者の安全を確保するため、特に暗きよ化の必要がある場合 2 暗きよ化によつて道路幅員の拡幅がはかられ、または事故防止上特に効果が期待できる場合
15	街路照明燈の設置	1 主要幹線道路 2 夜間における交通事故が多発している路線または箇所 3 屈曲部、交差点、踏切、橋、ガード下等で交通事故防止上、特に設置が必要な箇所
16	横断歩道照明燈の設置	単路の横断歩道または信号機の設置のない交差点の横断歩道で付近に街路照明施設がなく、歩行者の車道横断が特に危険な箇所
17	ガードレール等の設置	1 横断歩道外の横断禁止規制路線または地点、もしくは歩行者の車道立入りを抑制するため特に設置の必要がある路線または箇所 2 坂路、曲り角その他道路の構造、形態、または交通状態等から設置の必要が認められる箇所
18	道路びよりの設置	1 駅前広場、繁華街、主要道路等の横断歩道または、主要道路等の中央線を表示する場合で、特に道路びよりをもつてすることが、効果的と認められる場合 2 踏切における一時停止位置を表示する場合で、道路びよりの設置が特に効果的と認められる箇所
19	電柱、電気変圧塔等、道路占用物の移設撤去	1 道路の曲りかどまたは歩道の中央、もしくは地下鉄等の出入口付近その他道路上にあつて特に交通の障害となつている場合 2 見通しを阻害している場合 3 本来の用途に使用されていない場合
20	共同溝の設置	主要道路の新設または、地下鉄、地下街、地下駐車場の建設もしくは、街路改造等に伴い共同溝が比較的容易に設置されると認められる場合
21	軌道敷舗装の改善	軌道敷内通行が認められている路線で軌道敷（石畳式）の破

		損がはなはだしく車両の通行に支障があると認められる場合
22	停留場の移設	交通事情の変化等により既設停留場の位置が著しく不適當となつた場合
	改善対象	
23	安全地帯	改善対象
	移設	車両交通の安全と円滑に著しく支障となつている場合
	切削撤去	1 交差点またはその付近にあつて、交通の支障となつている場合 2 運行系統の廃止または運転回数、乗降客等の著しい減少によつてその必要がないと認められる場合 3 常に著しい交通渋滞、または事故多発の原因となつている場合
	新設	1 交通量または道路の状況から乗降客がきわめて危険と認められる箇所で、車道幅員が広く設置しても車両交通に特に支障がないと認められる場合 2 設置することによつて車両交通の円滑化がはかられると認められる場合
	照明施設、緩衝施設等の設置	安全地帯への衝突事故を防止するため、照明施設、または緩衝施設の設置が特に必要な場合

別表第2

上申( )第号 年月日	
交通部長(交・規・施)殿	
警察署長	
道路及び道路附属施設等の改善推進について	
改善対象	
路線又は箇所	
改善を必要とする理由	
参考事項	

図面作成欄
-------